**平成２３年（フ）第１７３号**
沖縄県那覇市牧志３丁目８番28号与儀アパート302
債務者　伊禮　悦子（旧姓宮平）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２３年（フ）第１９８号**
沖縄県浦添市当山２丁目26番６―102号マムガーデン盛
債務者　仲里幸一郎
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２３年（フ）第１０４号**
福島県郡山市横塚５丁目８―17　パンプキンＤ棟203号、住民票上の住所福島県郡山市安積町成田字田向36番地
債務者　西條　康男
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２２年（フ）第１５３８号**
神戸市北区京地１丁目３番地の14
債務者　高橋　　恵
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第３１１号**
神戸市北区ひよどり台１丁目６番地　125棟205号
債務者　足立　晋平
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第７０９号**
神戸市東灘区本庄町１丁目13番17―305号、従前の住所神戸市東灘区深江南町１丁目11番21―405号
債務者　渡辺　寛宣
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２４号**
兵庫県丹波市市島町喜多1110番地
債務者　西安　民子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

**平成２３年（フ）第１３２９号**
愛知県春日井市下屋敷町字下屋敷86番地３
債務者　教野　貴子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１３３６号**
名古屋市西区上小田井２丁目77番地　トキワコーポ３Ａ号
債務者　宮川　一郎
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第４２３号**
福岡県中間市大字上底井野104番地１
債務者　田中晋太郎
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第４２４号**
福岡県中間市大字上底井野104番地１
債務者　田中奈起抄
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第４４３号**
北九州市小倉南区津田１丁目６番２―110号
債務者　田中　健作
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第４７２号**
福岡県遠賀郡岡垣町大字上畑147番地３
債務者　田代　洋二
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第１０４号**
青森県南津軽郡大鰐町大字三ツ目内字富岡192番地１
債務者　木田　清人
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２３年（フ）第１０８号**
青森県弘前市大字堅田４丁目６番地３
債務者　佐藤　豊晴
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２３年（フ）第１０９号**
青森県弘前市大字堅田４丁目６番地３
債務者　佐藤　五月
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２３年（フ）第６４号**
福島県いわき市郷ケ丘４丁目９番地の２
債務者　角田　直美
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
福島地方裁判所いわき支部